

## 平成23年第3回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第4号）

9月7日（水）午前1

0時開議

日程第 1 同意第3号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

日程第 2 同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

日程第 3 議案第31号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する

ことについて

日程第 4 議案第32号 平成23年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定につ

いて

日程第 5 議案第33号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号）議定について

日程第 6 議案第 34 号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第

1 号）議定について

日程第 7 議案第 35 号 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算  
（第 1 号）

議定について

日程第 8 議案第 36 号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

議定について

日程第 9 議案第 37 号 平成 23 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1  
号）議定

について

日程第 10 議案第 45 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団  
体の数の

減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

日程第 11 議案第 46 号 比企土地開発公社の解散について

---

○出席議員（13 名）

1 番 畠 山 美 幸 議員

2 番 青 柳 賢 治 議員

3 番 金 丸 友 章 議員

4 番 長 島 邦 夫 議員

5番	吉場道雄	議員	6番	柳勝次	議員
7番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
10番	清水正之	議員	11番	安藤欣男	議員
12番	松本美子	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	藤野幹男	議員			

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
高橋兼次	副町長
井上裕美	総務課長
中嶋秀雄	地域支援課長
中西敏雄	税務課長
新井益男	町民課長

岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成23年嵐山町議会第3回定例会第8日の会議を開

きます。

(午前10時01分)

---

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月16日に審議を予定しております議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの決算7議案につきまして、討論をする議員は9月15日の午前中までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第1、同意第3号嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

教育委員会委員、山田朋美氏の任期が平成23年9月17日に満了となるため、引き続き同氏の教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

山田氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第2、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

教育委員会委員、田幡□氏の任期が平成 23 年9月 30 日に満了となるため、新たに嶋本佳則氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

嶋本氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第3、議案第31号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。



岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 31 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 31 号は、嵐山町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大をするため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

〔岩澤浩子健康いきいき課長登壇〕

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、議案第 31 号の細部につきましてご説明をいたします。

今回の改正は、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ行われました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡された方の死亡当時における生計同一等の兄弟姉妹を加えるものでございます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。第4条は、災害弔慰金を支給する遺族についての規定でございます。今回第3号を追加いたしまして、これまでの支給対象である死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもがいない場合であって、兄弟姉妹がいる場合には、その兄弟姉妹に災害弔慰金を支給するとしております。ただし、その兄弟姉妹につきましては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るとしております。

なお、この兄弟姉妹は他の遺族と異なった順位とされておりますので、第1号において、死亡者により生計を主として維持していた遺族の後に、「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ」を加えております。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用をするというものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、東日本大震災によって亡くなられた方のうち、本町に住所を有する方の報告等はございません。

以上、細部説明とさせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第 31 号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、議案第 32 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 32 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 32 号は、平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定

についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,979万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を62億7,059万3,000円とするものであります。このほか、地方債の変更が4件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第32号の細部につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。変更が4件ございまして、農業農村整備事業につきましては、千手堂の前沼下流廃止路整備工事に110万円増額いたしまして、補正後の限度額を560万円とするものでございます。

次に、都市再生整備計画事業につきましては、額の確定によりまして860万円増額し、3億6,560万円とするものでございます。

消防施設整備事業につきましては、平沢、鎌形の防火水槽2カ所分いたしまして450万円を増額するものでございます。

臨時財政対策策につきましては、発行可能額の確定によりまして

2,840万8,000円を増額させていただきまして、補正後の限度額を4億840万8,000円とするものでございます。

12、13ページをお願いします。歳入でございますが、第9款地方特例交付金264万1,000円を増額につきましては、歳入概要欄のそれぞれの特例交付金の額の確定によるものでございます。

第10款地方交付税1億2,244万9,000円を増額につきましては、基準財政収入額が当初見込みより5.7ポイント下回ったこと等によるものでございます。

第14款国庫支出金の消防費国庫補助金600万円の減額でございますが、平沢、鎌形に設置を予定しております耐震性防火水槽設置費用が補助事業に採択されなかったため、減額するものでございます。

第15款県支出金の民生費県補助金919万1,000円を増額であります。主なものは地域子育て創生事業費補助金600万円でございますが、ふれあい交流センター2カ所に備品を購入するものでございます。

14、15ページをお願いします。4目の労働費県補助金153万8,000円につきましては、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金でございますが、町税の収納強化支援及び適正課税事業、人事情報システム整備業務に追加交付されるのでございます。

次に、18款繰入金の介護保険特別会計繰入金1,259万7,000円につきましては、前年度実績に伴う精算分でございます。

第19款繰越金1億4,095万3,000につきましては、前年度決算における純剰余金の確定のため、補正するものでございます。

第20款諸収入1,103万1,000円につきましては、都市再生整備計画事業補償料でありまして、町道2-21号線、これが約600万円、菅谷3号線分、これが約500万円でございます。

次に、第21款町債でございますが、16、17ページをお願いします。消防費450万円でございますが、国庫補助被害等となった平沢、鎌形の防火水槽設置工事の起債をするものでございます。

臨時財政対策債2,840万8,000円につきましては、発行可能額の確定に伴いまして増額するものでございます。

18、19ページをお願いします。歳出でございますが。第2款総務費、一般管理費の給与・人事システム運用管理事業の社会保険料、臨時職員賃金につきましては、県の緊急雇用創出基金市町村補助事業補助を受けまして、人事及び給与台帳を電子化するための職員の賃金及び社会保険料でございます。

20、21ページをお願いします。4目の財産管理費、庁舎管理事業の修繕料304万5,000円でございますが、3月11日の東日本大震災によりまして4階に設置してありますプレート式熱交換器、これが損傷をいたしました。これに伴う修繕料でございます。

次に、ふるさとづくり基金管理事業3,893万6,000円及び財政調整基

金管理事業2億2,500万円につきましては、それぞれの基金に積み立てるものでございまして、積み立て後のふるさとづくり基金の残高は556万9,000円、財政調整基金は4億2,783万9,000円となるものでございます。

22、23ページをお願いします。12目諸費の入札契約事業の電算委託料300万円でございますが、契約事務の一元化を図るため、システム変更を行うものでございます。

嵐山パトロールセンター管理事業の工事請負費117万4,000円につきましては、菅谷3号線の歩道設置工事に伴いまして、掲示板、看板、給排水塔の移転工事でございます。

第2項徴税費の税務総務事業の社会保険料、臨時職員賃金につきましても、先ほどの総務課と同じような県の補助事業を受けまして、督促等の徴収事務の強化のためなどに使用するものでございます。

24、25ページをお願いします。第3款民生費社会福祉費の真ん中辺です。2目の老人福祉費、介護保険関連施設なごみ管理事業の工事請負費260万円でございますけれども、町道2-21号線の拡幅工事に伴いまして、自転車置き場、フェンス、立木等の撤去、設置、こういった工事に要する経費でございます。

26、27ページをお願いします。第2項児童福祉費の育児支援相談事業の備品購入費でございますが、586万6,000円でございます。これにつき

ましては、県の地域を子育て創生事業による子育て広場、これをふれあい交流センター及び北部交流センターに整備するため費用でございまして、この増額でございます。

4款衛生費の一番下でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金 168 万円につきましては、5基分を増額するものでございます。

28、29 ページをお願いします。第6款農林水産業費の農業用施設整備事業の修繕料 189 万 3,000 円でございますが、越畑地内の水路ののり面、これが2カ所崩壊しておりまして、その修繕料等でございます。

7款商工費でございますが、花見台工業団地電波障害対策事業の工事請負費 250 万円につきましては、共同受信設備の撤去費用でございます。

その下の嵐山、小川インターランプ内整備事業の伐採作業委託料 110 万円につきましては、嵐山町、小川インターランプ内の文化財を 1,040 平米試掘するため、植木等の伐採、これを委託するものでございます。

住宅リフォームの補助事業補助金 500 万円につきましては、住宅リフォーム等の住宅の改善費用に対しまして補助を行うものでございまして、事業費の 10 分の1、限度額は 20 万円でございます。

30、31 ページをお願いします。第3款土木費、道路橋梁費の生活道路整備事業 1,172 万 4,000 円につきましては、土地購入費 733 万 4,000 円、物件補償費 439 万円でございますが、土地開発基金で購入いたしました用地等を買戻すための補正でございます。



次の幹線道路整備事業の土地購入費 216 万 8,000 円、物件補償費 619 万円につきましては、町道2-21 号線を整備するための経費でございます。

32、33 ページをお願いします。第9款消防費、消防施設整備管理事業の工事請負費 629 万 2,000 円でございますが、土地改良に伴いまして嵐山消防団第1分団第1部の車庫の解体、防火水槽の撤去、こういったものに要するに経費でございます。

その下の防災行政無線施設整備管理事業の通信運搬費、電話応答装置接続調整業務委託料につきましては、防災行政無線の運用をするため電話応答装置整備に要する経費でございます。

34、35 ページをお願いします。第 13 款予備費でございますが、508 万 9,000 円を増額をいたしまして補正後の額を 2,468 万円とするものでございます。

36、37 ページをお願いします。給与費明細書でございますが、7月 31 日付で職員が1人退職をいたしました。これに伴いまして給料及び各種手当が減額となっております。

その他につきましては、ご高覧いただきたいと思えます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、13ページの消防防火水槽が採択されなかったという件なのですが、これは何か町側に問題があって採択をされなかったということなののでしょうか。もし、そういうことであれば、どんな問題があったのか伺えればと思います。

それから、21ページの庁舎のプレート式熱交換機、これはこの上にあるのでしょうか、どんな役割を果たしているのでしょうか。また、どういうふうな壊れ方をしたのか伺いたいと思います。

それから、27ページ、合併浄化槽の件なのですが、私は前に、決算のときに、こういう予算をとっていてもなかなか消化し切れないということがありましたので、もう役割は終わったのではないかというようなことを言ったことがあるのですが、ここに来てこういう要望があるというのは、何か変化があったのでしょうか。何かそういうので、感じるものがあれば伺いたいと思います。

それから、29ページの住宅リフォームなのですが、どんなものが対象としてなっていくのか。5%で10分の1と今おっしゃったのですか。ちょっとその辺、それも間違いないか伺いたいと思います。

それから、33ページの防災行政無線の件なのですが、「防災行政無線の運用するため電話応答装置整備に要する経費等」、ちょっとこれだけを読むと、よくわからないのです。防災行政無線が使えなくなったときに、迂回路として電話が使えるのですよという意味にとっていいのか、ちょっとその仕組み

みがどういふふうになるのか伺いたと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

私のほうからは、まず防火水槽の補助金の対象とならなかった理由をお答えさせていただきます。この防火水槽の補助金の内容につきましては、消防防災施設整備費補助金というものがございまして、こちらの申請を行わせていただきました。この補助金の対象になりますのは、耐震性の防火水槽ですとか耐震性の貯水槽、そういったものが補助対象になります。

今回申請2基ということを出させていただきましたが、まず対象になるかかないかということにつきましては、これは対象になる施設ということでございまして、県の方になぜ今回補助対象から外れたのかということで、内示が来たときに、県から説明がございました。その説明の内容は、今回補助金の申請が非常に多かったと。そして、県といたしましては、その補助枠の関係から優先順位をつけさせていただいたと。その優先順位と申しますのが、埼玉県で作成する地震防災緊急事業5カ年計画というのがあるのですけれども、そちらのほうに掲載をしている事業から優先順位をつけさせてもらったと。

今回の嵐山町の防火水槽の申請につきましては、先ほどちょっとござい

ましたけれども、県道の改良によるもの、それから平沢地区につきましては、個人住宅に設置していたものを申請によりましてそれを撤去してつけかえるというものということで、臨時的な防火水槽の設置でございまして、この県の5カ年計画にはのっておりませんでした。そういったことで、優先順位から漏れて、今回対象とならなかったということでございます。

それから、続きまして33ページ、防災行政無線の電話応答装置の関係でございます。こちらの内容でございますが、防災行政無線につきましては、町内に55カ所の固定局が設置してあります。ご存じのとおり、これは固定局の屋外装置でございますので、55基が設置してあるのですけれども、やはりまずこの前提といたしますと、固定局は拡声機で放送内容を周知するというものでございまして、はっきり申し上げて気象条件ですとか、そういったものによっても聞きづらかったりする場合がございます。そういったことで、今までもこの固定局の苦情というものは毎年毎年ございまして、冬場になると聞こえない。これは、固定局は今回区長会を通じまして、全世帯にアンケート調査をさせていただきました。そういった内容からも聞こえてきますのは、冬場は非常に聞こえづらい。夏場になると聞こえるのだけれども。固定局の特性といたしまして、これは基本的に外で聞いていただくと、あるいは窓をあけていて聞いていただくというものなのですけれども、冬場になりますと風も強い、当然窓も閉めている。そういった中で聞こえづらくなるということがまず1点ございます。

それからもう一つは、どうしても固定局の重なる範囲といいましょうか、拡声する範囲がございまして、嵐山町は今では3回に時差を設けて、地域を分けて3回で放送しております。それでもハモるという現象がございまして、そういったことで聞こえづらいという苦情もございまして。

その根本的な解決をすることについては、調整も今までもしているのですが、なかなかその性格上どうしても、すべてのところにパーフェクトに聞こえるということはちょっとできません。そういった中で、今回音声オート装置という電話によりまして、今流された内容がちょっと聞こえなかったといった場合に、電話をかけをいただけますと、その内容が聞いていただけると。それは、定時の放送であっても、臨時の放送であっても、あるいは火災情報であっても、嵐山町の固定局を通じて出した情報につきましては、今ちょっと何を言ったのかわからなかった、聞きづらかったというものについて、ある電話回線を通じて電話をかけていただければ、それが聞いていただけるという装置、それを今回入れさせていただくというものでございまして、この委託料については電話応答装置の設定データの作成料ですとか、接続調整費、それを委託料としてのせらせていただいております。

それから、通信運搬費の12万7,000円につきましては、今回新たにその回線を通じるために電話回線を4回線、専用回線として引かせていただきます。そのための設置料、そういったものをこの12万7,000円で設置させていただくということでございまして、この内容については、今年度区長会

の中でも協議をしていただきました。その中で、まず固定局の特性というものも、このアンケートを通じて、アンケートをとりながら実施をして、町内の聞こえぐあいを調査させていただくと同時に、その固定局はあくまでも屋外で聞いていただくものだということも認識していただくということでやらせていただきましたが、この応答装置につきましても、区長会としてもぜひこれは入れてもらいたいという強い要望がございまして、この9月で補正をさせていただくということにさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 続きまして、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 21 ページの庁舎の修繕料の関係でお答えいたします。

先ほども申し上げましたように3月11日の大震災によりまして、4階に設置しております蓄熱のタンクがあるのですけれども、そこにブライン液というのが入っておりまして、冬はそこに夜間電力で温水をつくり、夏はそこに氷をつくと、そういう装置が4階に設置してございます。そこが大震災によりまして破損いたしました。配管が折れ曲がったところもありますし、ブライン液がそこから漏れてしまったということもあります。今現在は、応急処理ということでしておりまして、どうにか大丈夫ということでございますが、それを直すにはその中の破損したプレート、ガスケットというのがあるそうなのですけれども、そういったものを交換したりですとか、漏れてしまったガス、ブライン

液の補てんをしたりですとか、そういうことでございます。

今どうにか応急処置をしながら大丈夫なのですけれども、今は夏場の時期ということでそのものが膨張している時期、これが冬になって収縮してくるとそこがまたうまくいかない部分があるということで、冬になる前に修理をしたいというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 続きまして、大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 私からは、26、27 ページの合併浄化槽の補助金についてお答えさせていただきます。

先ほど議員さんから、この事業はもう役割を終えたのではないかというふうな考えがあるというふうなお話しでございますが、合併浄化槽への転換、単独浄化槽からの転換につきましては、決して役割は終わっていないと思っております。

埼玉県でも37年度までに県内の単独浄化槽を100%転換していくと、そういう計画もされております。それに伴いまして、この補助金につきましては個人設置型の補助金ということで、以前から実施をさせていただいているものでございます。個人設置でありましても合併浄化槽への転換は非常に重要なことですので、その辺につきましては県からもそのような転換の照会等があれば、積極的に予算を措置して、その推進に努めるようにという、そういうふうな指導もされておりますので、今回5基追加をさせていただ

だいたいのものです。

なお、今年度は1基つきまして現在申請書が提出をされて、事務を今進めておるところでございます。あと、5基につきましては、そのような照会がありますので、それにこたえて予算措置をしておくものでございます。

なお、これにつきましては、今照会の段階でございますので、実際にこの5基そのまま申請が出てきていただければ幸いなのですが、その辺については相手方があるものですから、その辺についてちょっと不確定なところもあるのですけれども、予算措置としては、照会のあるものについては、申請があれば対応していきたいと、そのようなことで補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 それでは、最後に木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

私からは、29 ページのリフォームの関係なのですけれども、対象工事と補助率ということでございますが、対象工事につきましては建物の内外装の工事、また寝室だとか浴室、玄関、台所、トイレ等の改修工事。下水道等への接続工事は除く。また、耐震設計については、嵐山町の耐震診断補助要綱に基づいたものについても補助するというふうなことで考えております。

それと、補助率の関係なのですけれども、10%補助で限度額を20万円というふうに考えております。それと、このリフォームの関係にあわせまして、



この3月に嵐山町の建築耐震促進計画というのをつくりましたので、建てかえについても補助を行うというふうに考えております。それにつきましても、簡易診断を受けたものについて補助するということで、補助率については20万円を限度ということで考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 防火水槽の件なのですが、そうすると次の補助金が出るまで現状のままということになるのでしょうか。それとも、それまで待てないから単独でやるということなのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それで、合併浄化槽なのですが、毎年この予算をとっていても、いつも余っていたわけなのです、ご存じだと思うのですがけれども。そんな関係で、私はもう役割は終わったのではないかということを感じたわけなのです。

ちょっと今、私もしっかり調べてこなかったわけですので、ちょっとそれはまずかったのですが、私は新年度予算に掲載されているものと思って、いつも5基通っていますからね、もう既に5基が消化されて、それでまた新たにこの5基の分を追加したのかなと思ったのですが、ちょっと今の課長の話だと、そうではないみたいですね。今年度の新しい分というふうに感じたのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。もう要望があつてこれを5基とつたのではなくて、今までと同じようなことで5基の予算をとつたということではよろしいのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、2点につき答弁を求めます。

中嶋秀雄地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 答えさせていただきます。

今回補助金がゼロ設定ということになりまして、今回の補正で、17 ページをちょっとごらんいただきますと、消防施設の整備事業債ということで、地方債の中で起債に切りかえて事業実施をさせていただくということになっております。

よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 続きまして、大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えいたします。

合併浄化槽の補助金につきましては、当初は、今年度は1基を計上させていただいております。議員さんのご指摘のとおり、ここ数年申請件数も少ないということもありまして、今年度は当初1基をお願いして、その後、先ほども申し上げましたように1件につきましては申請がなされておりますし、あと5基追加をお願いするわけですけれども、それにつきましては5件の照会がございますので、そこにこたえるために、先ほども申し上げましたように予算の補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 よろしいですね。

ほかに。

第7番、河井勝久議員、どうぞ。

○7番(河井勝久議員) 2点ほどお伺いいたします。

1点は、町道2-21号線の関係なのですけれども、長年の懸案という形で、いよいよ始まるのかなというふうに思っているのですけれども、用地買収の方はすべて終わっているのでしょうか。

それから、これは工事が始まった場合は、通学の登下校時の関係で、工事期間中通学路の変更がされるのでしょうか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

それから、29ページの嵐山、小川インターランプ内の新規事業の関係で、樹木の伐採、試掘という形での伐採なのですけれども、この伐採した後のボーリングの内容、どんな形で、例えば工場誘致だとか、あるいは何かの関係でしておく必要があつてなのでしょうか。谷合いで、あそこは田んぼも今はつくっていませんけれども、そのボーリングの内容については、工場誘致や何かで耐えられる状況のボーリングなのかどうか。

それから、例えばそここのところの文化財の問題については、埋蔵があるのかどうか、その辺も調査のためになるのだらうと思いますけれども、どちらを優先されての伐採なのかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を願います。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、初めに2-21号線の関係の用地買収の件でございますけれども、今回補正ということで216万8,000円計上させていただいております。これにつきましては、一部買収が済んでいない部分がございます、その部分の予算計上ということでさせていただきました。ということでございますので、1件分の予算をここで上げさせてもらったということで、今のところその1件が未買収ということになります。これにつきましては、同意がいただけるよう努力していきたいというふうに考えております。

それと、通学路の関係でございますけれども、これにつきましては工事期間中通学路の変更が出てくる可能性もございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、次に木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

ランプ内の補正の関係なのですけれども、一般質問でもご答弁しましたようにランプ内についても幾つかの企業の話が来るわけなのですけれども、今回食品メーカーが来たいというような話がありまして、いろいろ進めてきたわけなのですけれども、その中では操業する時期がありますということで、操業時期が、町がこれから進めていくのだったら間に合わないというようなことで、嵐山町のそのランプ内をあきらめてしまったというようなケースがあ

りまして、そのものをいろいろ調査していきますと、まだランプ内についても文化財の調査が終わっていない場所があるのです。それがありまして、そのところを試掘して文化財の調査をしてもらうというための伐採の費用を今回お願いしたというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 2-21号線の関係なのですが、通学路の変更ということがあるというお話でございますけれども、この変更については、今後かなり広範囲から集まってきてあそこ1カ所に集中していくわけなのですけれども、その辺のところについては父兄との話し合いで、菅谷の郵便局のほうを回るのか、あるいは千手堂地区のほう、いわゆるバイパス通りを回るのか、その辺のところの変更をしないと1カ所に集中してしまうわけなのですけれども、そういう関係については、通学路については、父兄との話し合いはされる予定はあるのでしょうか。お聞きしておきたいのですけれども。

○藤野幹男議長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 では、お答えします。

今のところ担当課のほうから正式に申し出がございませんので、今後工事に当たっては学校等とよく協議しながら、決定していきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今回の補正で出ていますのは、まちづくり交付金事業では菅谷3号線と2-21号線になりますが、具体的なスケジュールはどのようになっていくのか伺いたいと思います。

あと、次に27ページですか、親子のふれあい教室に係る備品購入費なのですが、具体的に言うと子供はどの程度の年齢の子供のおもちゃを用意しているのか。例えばふれあい交流センターでしたら、小学校1～2年生ぐらいまでの子供がある程度遊べるほうが、お母さんたちも少しフリースペースでゆっくりできるのかなと思うのですけれども、その点についての考え方はあるのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、私のほうから菅谷3号線と2-21号のスケジュールの関係についてお答えさせていただきます。

菅谷3号線につきましては、今現在用地交渉を進めているところでございます。この用地交渉が済めば、そのあと工事を発注ということになります。現在の状況だと、用地交渉を進めているというような状況でございます。

それと、2-21号の関係でございますけれども、今回補正でのせている部分がございますけれども、用地交渉の関係でのせている部分がございます

すけれども、その部分については交渉を進めていくということで考えておりました、その部分については特になごみのところの工事でございます、工事のほうは発注をしながらその用地交渉のほうを進めていくというふうに考えております。

とりあえずその用地交渉につきましては、今のところ内諾がまだ得られていない状況でございます、差し当たって交差点の部分の工事には影響が出てこないということも考えておりますので、極力その用地交渉を進めていきながら、その状況を見て工事を発注というふうな形になると思います。

以上です。

○藤野幹男議長 続いて、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 では、お答えします。

年齢につきましては未就学児と考えておまして、おもちゃとしましては積み木またはままごとセット、それからミニカーなど、それと大型のブロック、それから滑り台。それと、本として育児書だとか児童書等も考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ふれあい交流センターのほうのおもちゃなのですけれども、若干高学年向き、高学年というか、未就学児よりも少し、ちょっとおもしろ目のものがあつたほうが子供にとってはいいのかなと思うのですけれども、北部のほうではなくてふれあい交流センターのほうは、割りとお

母さんたちが集まりやすいのかなと思いますので、そこら辺の配慮があったほうがいいのかと思うのですけれども、若干でいいので、そういったことも考えていただければと思います。

すみません、戻りますけれども、菅谷3号線は用地交渉で、2-21号線はやはり用地交渉をしながら工事を発注していくということで、菅谷3号線については用地交渉が終わってから工事を発注していくという形で、それで間に合っていくという感じですか。

まだ、東西線というのが残っていますけれども、それについては来年度ということで、これで終わるといことになるのだと思うのですけれども、その形で間に合っていくということでよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 菅谷3号線の関係でございますけれども、菅谷3号線につきましては、地権者の方には仮同意というか、要するに内諾はいただいております。今補償の関係だとか、その辺の関係で詰めているところでございます。でございますので、近々その辺については契約のほうができるのかなというふうには考えております。

それと、2-21号の関係でございますけれども、これにつきましては1件残っている部分があるのですけれども、その部分については今後の状況を見て判断をして、工事のほうに入るかどうかというのを見きわめたいというふうには考えております。



以上です。

○藤野幹男議長 続いて、内田こども課長、ありますか。

○内田 勝教育委員会こども課長 もう少し小学校を上がった年齢までというのは、ちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 2点ほどだと思えますけれども、質問させていただきます。

ページ数でいきますと 27 ページになると思うのですが、真ん中辺ですが、健康づくり事業ということで印刷製本というような形で、備考欄のほうへも明記してありますからある程度はわかっておりますけれども、郷土料理というようなもので、食育の関係で、これは長年の経緯がありまして、レシピか何かへまとめて、それを今後参考にとというような、多くの町民の方にとというような形で、これを印刷製本をして集計をし、それを町民の方へというような、あるいはいろんな事業に反映していきたいというような形なのかなというふうに感じましたけれども、何部つくって、どのような方法でこれを皆さんに広めていくのかということが1点です。

それから、先ほど防災無線の関係がちょっと出てきましたけれども、大変聞きづらかったというようなお話し等も出てきて、現在3ブロックくらいに分け

て放送が行われているということですが、今後電話の応答装置というものをつけて、これから聞き取れなかった部分を各自が電話をかけて聞くことができるというような先ほどの答弁だったかなと思いますが、これはどんなふうに町民の方には周知していくのかお尋ねをさせていただきます。

それと、すみません.....。

○藤野幹男議長 ページ戻りますか。

○12番(松本美子議員) ページは、今のところは33ページです、防災無線の関係は。

前に戻りますけれども、29ページになりますが、あと電波障害の関係がようやく撤去になって、250万円ほどありますけれども、これは各自が、今までの該当している方たちには各家庭にアンテナを立てましたけれども、これを撤去することによって、現在は全部決まりがついて撤去ができる状態になっているのか。これは一部分使って、チューナーか何かで結んで使っているというふうなことはないのでしょうか。

3点お願いします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

健康づくり事業の印刷製本費でございますけれども、議員さんのほうが今おっしゃったような嵐山町の郷土料理本をつくっていききたいというふうなもの

でございます、一般的な料理本は数多く出版されているところでございませぬけれども、そういった料理本にない嵐山町の郷土食を意識して、そのよさを若い世代にも伝えていけたらというふうな形で、つくらせていただくものでございます。部数につきましては、500部を予定しております。

そして、その料理本の活用方法なのですが、嵐山町のほうでいろいろ実施をしております事業、例えばと申しますとヘルスアップクッキングですとか、血液さらさら教室、親子クッキング、そのほかにも蝶の里の出前講座、こういったものもあるのですが、そういった行事に参加をしていただける方に配付をいたしまして、皆さんに広めていただくというふうな形を基本的には考えております。

そして、ただ配っただけでなく、またその中の1品をつくっていただき、また次回にも活用していけるというふうな形を考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

音声応答装置の周知方法ということでございます。こちらにつきましては、恐らく予算をいただきますれば1カ月程度でできるのではないかなというふうに考えておまして、広報に掲載するほかホームページに掲載する。そしてもう一つは、10月に区長会もございますので、そういった中でも周知をさせていただくような形で、なるべく町民の皆様方に知っていただけるように、

それ以外の方法もあれば積極的に考えて広報させていただきたいというように考えております。

○藤野幹男議長 最後に、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

電波障害の関係なのですけれども、地上デジタルにつきましては7月末をもちまして全戸地デジに移行しております。

それで、この撤去に当たりましては、東電とNTTの柱を占有しているケーブルがあるわけなのです。その部分のケーブルの撤去と、個人のところへ持っていくための畑だとかそういうところへ柱が建っていますので、そういうものの撤去で、この撤去をすると全部そういう費用がかからなくなってくるというものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、ちょっと再質問を2点ばかりさせていただきますけれども、郷土料理の関係につきましては長年団体さんがしっかりと取り組んできたということで、味の会とかが中心だったかなというふうに思っていますけれども、この方たちが取り組んだものが中心になって、それをきちっと単行本みたいなものに、冊子にまとめたということの理解でよろしいでしょうか。

それと、申しわけないのですけれども、何年ぐらいからこちらの方たちが

中心になって嵐山町の郷土料理というものに取り組んできたのか、教えてもらえばありがたいなと思っています。

それに、防災の関係ですけれども、よくわかりました。では一日も早くこれが実施されますように、また町民に多くの人に普及をしていただき、基本的にはうちの中で聞くものではないというものが圧倒的ですが、そういうことも十分理解しているわけですか。なかなかうちの中において、何か言っているなと思って出ていくまでにはもう、危ないとか、年寄りでは出ていけなかったとか、いろんな方法があるので、今回こういったことが行われるということは非常によかったかなというふうに私のほうも感じていますので、周知の方法をよろしく、すみませんが、何回もいろんな分野で行うということでしたけれども、お願いいたします。

それと、花見台の関係のことですけれども、先ほど聞いたのは全部切りかえ、デジタルに切りかわって、現在このアンテナを使って見ているというような家庭はなかったのでしょうかというのをちょっとお聞きしたのですが、その辺がもしおわかりでしたら、すみません、再質問させていただきます。

○藤野幹男議長 松本議員、2点と言いましたけれども、今3点言いましたけれども、3点ね。答弁求めますか。

○12番(松本美子議員) すみません。3点と言いましたけれども.....

○藤野幹男議長 2点と言ったけれども。

○12番(松本美子議員) 2点と言いましたけれども、1点は健康づくりのほ

うのこと、それから電波障害のことです。それと、防災の関係は、ぜひそのように周知をして、一日も早くよろしくお願ひしたいということですから、2点です。すみません。

○藤野幹男議長 はい、了解しました。

それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 先ほど議員さんのお話にありました味の会ですけれども、町ではこれまで町で生産されておりますしゅんの野菜をいただきました郷土料理というものを味の会さんに協力をいただきまして、ずっと行ってまいりました。その紹介につきましては、広報だとかホームページ等で掲載をしたり、農産物の直売所なんかに紹介をさせていただいているところでございます。

そうしたものが、これまで過去2回郷土料理本というのを発行しております、以前はこの味の会というのが補助金の補助団体というふうなことでございまして、その2回については補助団体の方のお金がありましたので、そちらから発行しておりましたけれども、町の財政等の事情もありまして自主的に辞退をさせていただきまして、現在は補助団体ではなくなっているということで、今回は町のほうから協力をお願いして、町のほうの予算で作成をさせていただくというふうな形をとっております。

それで、先ほどお話のありました料理のほうの数ですけれども、2回発行

した後に50種類ほどのもうレシピのほうができておりまして、ちょうどこの味の会さんが昭和56年に発足をいたしまして、今年がちょうど30周年というふうな記念もございまして、今までのいろいろなレシピの記録を1冊の本にまとめておきたいというふうな要望もございまして、補助金の補正をお願いするというふうなものでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 最後に、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 古いアンテナで見ているかというようなお問い合わせなのですが、地上デジタル放送へのアンテナに全家庭を切りかえてありますので、古いアンテナでは見ていないということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 27ページの1目児童福祉総務費、(4)学童保育室事業のところ、県の補助金、補助基準額の変更に伴い各学童保育室の委託料を補正するものとあるのですが、内訳を教えてください。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 学童保育の単価の改正でございまして、例えば基本分としまして、今現在の七郷小学校そして志賀小学校、それから菅谷には2つありますけれども、菅谷第一のほうにつきまして、基本分と

というのが当初 271 万 9,000 円だったものが 294 万 3,000 円ということで、1カ所当たり 22 万 4,000 円ほどふえております。それから、菅谷第二につきましては、先ほどの 46 人から 55 人、児童数が、それが第二につきましては 36 人から 45 人ということで、こちらにつきましては当初 302 万 6,000 円だったものが 310 万 1,000 円ということで、ふえております。

それから、大きく変わったのは、指導員加算というのがございまして、これにつきましては、当初人数の関係で該当に、これは県単なのですけれども、2カ所ほど該当にならなかった菅谷の第一と第二なのですけれども、こちらにつきましては該当にならなかったものが、今回指導員の人数がふえたり、また児童数がふえたことによりまして、この2つの箇所が該当になりました。それによりまして 260 万円ほどふえております。

逆に、町単加算分のほうは、この2カ所につきましては、町単で見えていたのですけれども、それが県の県単に該当するようになりましたので、町単分は 140 万 9,000 円ほど減っております。トータル的に 253 万 1,000 円ほどふえるような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) では、今のお話ですと、子供の数がふえたのと、あと指導者さんの加算の分がつけ加わったのですよという内容でよろしいのですね。そういう分でふえたということですね。



○藤野幹男議長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それ以外にもふえているのですけれども、まず当初町単独で見っていたのが 140 万 9,000 円ほどありまして、これが町単独ではなくなり県単のほうになりまして、県単のほうが単価の改正によりふえた部分と、新たに該当するようになって目下2カ所ございまして、そういう関係で 263 万円ほどふえております。

そういうことで、先ほど言った基本分とかこちらについても 59 万 3,000 円ほどふえていまして、もう何カ所か、幾つか、土曜日加算とか、こちらにつきましても 21 万円ほどふえております。

それ以外にも、長時間の関係で、国庫対象ですけれども、これにつきましても 42 万 5,000 円ほどふえております。そういうのをすべて積み上げますと、253 万 1,000 円ほどふえております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第 32 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)

議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時22分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を続行いたします。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、議案第 33 号 平成 23 年度嵐山町国民健康  
保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 33 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 33 号は、平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,034 万円を増額し、歳入  
歳出予算の総額を 18 億 8,520 万 3,000 円とするものであります。

なお、細部については、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井町民課長。

〔新井益男町民課長登壇〕

○新井益男町民課長 それでは、議案第 33 号の細部につきまして説明さ  
せていただきます。

52、53 ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、5  
款前期高齢者交付金につきましては、平成 23 年度前期高齢者交付金の額  
の確定に伴い、1目前期高齢者交付金を 643 万 1,000 円増額し、補正後  
の額を5億 4,693 万 9,000 円とするものでございます。

10 款繰越金につきましては、平成 22 年度決算の確定により、2目その  
他繰越金の前年度繰越金を 6,210 万 7,000 円増額し、補正後の額を  
7,210 万 8,000 円とするものでございます。

前年度繰越金が多額となっておりますが、この主な理由は、平成 22 年  
度上半期の保険給付費が前年度に比較し大幅な伸びがございまして、年

度中に3回に分けて保険給付費支払準備基金から5,285万9,000円の繰り入れを行いました。しかしながら、下半期には保険給付費の支払いが落ちついたことにより、結果として保険給付費の不用額が3,310万8,000円と多額の不用額となった結果、この繰越金となったものでございます。

11款諸収入につきましては、6目過年度収入として平成22年退職者医療療養給付費交付金の額の確定に伴い、追加交付されるものでございます。したがって、180万2,000円増額し、補正後の額も同額とするものでございます。

次に、54、55ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。第3款1項1目高齢者支援金及び2目後期高齢者関係事務費拠出金でございますが、平成23年度後期高齢者支援金及び関係事務費拠出金の額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

第4款1項1目の前期高齢者納付金及び2目前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、やはり平成23年度前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金の額が確定したことに伴い、補正をお願いするものでございます。

第6款1項1目の介護納付金でございますが、平成23年度介護納付金の額が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。介護納付金額682万7,000円を増額し、補正後の額を1億395万6,000円とするものでございます。

第9款基金積立金1項1目保険給付費支払準備基金積立金として、前年度決算額の確定に伴い、前年度の余剰金の一部及び利息分を含め3,000万1,000円を増額するものであります。これにより基金残高は約3,000万円となるものであります。

次に、第11款1項3目の償還金は、平成22年度の特定保健審査及び保健指導に係る国庫負担金分及び県負担金分について、実績との差額が生じたものを返還するものでございます。

第12款予備費でございますが、決算額の額の確定に伴い、前年度の余剰金の一部1,010万4,000円を増額し、補正後の額を1,510万4,000円とさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 平成23年嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第6、議案第34号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定の件についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億4,417万9,000円とするものでありまして、前年度決算が確定いたしました剰余金183万6,000円を予備費に増額するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○藤野幹男議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、議案第35号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 35 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 35 号は、平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,926 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 10 億 929 万 9,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿いきがい課長。

〔青木 務長寿いきがい課長登壇〕

○青木 務長寿いきがい課長 それでは、議案第 35 号の細部につきましてご説明申し上げます。

82、83 ページをお願いいたします。歳入の8款繰越金でございますが、平成 22 年度の決算に伴う繰越金として 4,194 万 3,000 円を増額するものでございます。この中には、介護給付費の確定により、超過交付となっております国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金、合わせて 1,875 万 5,885 円も含まれてございます。

9款諸収入でございますが、平成 22 年度介護給付費の確定に伴う県及



び支払基金からの追加交付金 732 万 2,000 円を増額するものでございます。

続きまして、84、85 ページをお願いいたします。歳出の4款基金積立金でございますが、平成 22 年度決算による歳計剰余金を介護給付費支払準備基金へ積み立てるため、3,000 万円を増額するものでございます。これによりまして年度末残高は1億 3,664 万 3,500 円となる見込みでございます。

次に、5款諸支出金の2目償還金 615 万 8,000 円につきましては、平成 22 年度介護給付費等の額の確定に伴いまして、超過交付分を国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

次の同じく5款2項1目の一般会計繰出金 1,259 万 7,000 円につきましても、平成 22 年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計より繰り入れたものを後年度精算として繰り出すものでございます。

6款の予備費でございますが、51 万円を増額し、補正後の予算額を 303 万 6,000 円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成23年度嵐山町介護保健特別会計補正予算  
(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、議案第36号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第36号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,625 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億 7,053 万 6,000 円とするものであります。

このほか、債務負担行為の追加が1件あります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 36 号の細部説明をさせていただきます。

91 ページをお願い申し上げます。債務負担行為の補正でございます。

平成 24 年度から実施を予定しております管理型浄化槽整備推進事業のPFI事業契約に伴う債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成 24 年度から 33 年度のまでの 10 年間でございます。

限度額につきましては、PFI事業契約により決定をいたします額となっております。

次に、98、99 ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、5款繰越金 2,625 万 9,000 円の増額でございますが、これは前年度の繰越額が確定したことによる補正をお願いするものでございます。

続きまして、100、101 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、第1款総務費1項1目一般管理費でございますが、38万5,000円につきましては、職員の給与及び下水道台帳の委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、2款事業費1項1目建設事業費でございますが、250万円の減額につきましては、管渠設計委託料の追加及び下水道の認可申請図書等の作成委託料を減額することによる減額でございます。

次に、2目維持管理費でございますが、2,459万円の増額につきましては、マンホールポンプの修繕及び志賀2区地内の公共ますの修繕を促進するために増額をお願いするものでございます。

次に、第4款予備費でございますが、378万4,000円増額させていただき、1,597万2,000円となるものでございます。

なお、給与費明細書等につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、議案第37号 平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を5,000円減額し、総額を5億883万円とし、事業費用を149万4,000円増額し、総額を4億7,380万1,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を140万3,000円減額し、総額を4億9,299万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第37号の細部説明をさせていただきます。

110ページをお願い申し上げます。予算の実施計画書に基づきましてご説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の収入でございますが、事業収益の3目消費税還付金でございますが、5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、事業費用の1項営業費用でございますが、149万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、人件費の関係でございます。人事異動に伴うものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、その支出でございますが、

資本的支出の1目事務費でございますが、140万3,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましても人事異動の人件費の補正でございます。

以降につきましては、ご高覧をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成23年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、議案第45号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての件でございます。

埼玉縣市町村総合事務組合から川口市と合併する鳩ヶ谷市を脱退させること及び組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。



〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第 45 号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 11、議案第 46 号 比企土地開発公社の解散についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 46 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます

す。

議案第 46 号は、比企土地開発公社の解散についての件でございます。所期の目的を達成したため比企土地開発公社を解散したいので、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 議案第 46 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

比企土地開発公社でございますが、昭和 48 年 3 月に公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして 9 市町村が設立団体となりまして共同設置された法人でございます。設立団体の公共用地の先行取得が主な事業であります。

用地取得は、平成 16 年度に吉見町からの取得要請を最後に平成 17 年度以降は新規事業はなく、既存土地の売却のみを行ってまいりましたが、平成 22 年度末に滑川町に売却が完了したことで金融機関からの土地代の借入金も完済いたしました。

今後も土地の取引価格が低水準で推移していくことから、先行取得の必要性が薄く、取得要請があるとは考えにくい状況であるということでございます。

以上のようなことから、比企土地開発公社の役割と所期の目的は達成したと考えられるということでありまして、公社定款と公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして比企土地開発公社を解散しようとするものでございます。

なお、解散の時期でございますが、県知事の認可のあった日となります。

以上でございます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) これで比企土地開発公社が解散になるということですが、それぞれの自治体が出資金を出していると思うのですが、その扱いについてはどういうふうになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 出資金の関係でございますけれども、財産の処分ということでございまして、出資額に応じて設立団体に分配するということになっておりまして、嵐山町は100万円の出資金を出しておりますので、それが

戻ってまいるということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 比企土地開発公社の解散についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

## ◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日、9日、12日、13日、14日及び15日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月8日、9日、12日、13日、14日及び15日は休会することに  
決しました。

---

◎散会の宣告

- 藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前11時50分)